

青少年の家

施設使用料（単位：円）

場所・利用区分		午前9時から 午後6時まで 1時間につき	午後6時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30分 まで
ホール	次世代育成団体	310	590	290
	その他	940	1,790	890
第1研修室	次世代育成団体	100	150	70
	その他	200	310	150
第2研修室	次世代育成団体	80	110	50
	その他	160	230	110
第3研修室	次世代育成団体	140	160	80
	その他	290	330	160
小会議室	次世代育成団体	80	110	50
	その他	160	230	110
和室 （宿泊の場合を除く）	次世代育成団体	80	110	50
	その他	160	230	110
食堂 （宿泊の場合を除く）	次世代育成団体	100	150	70
	その他	200	310	150
場所・利用区分		1人1泊につき		
宿泊	和室	次世代育成団体		410
		その他		830
	テントサイト	次世代育成団体		200
		その他		410

備考

1. 次世代育成団体とは、次代の社会を担う青少年の健全な育成を図ることを目的として活動する団体のうち市長が認める団体です。
2. 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までになります。
3. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の利用料金は、次のとおりです。
(1)所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額。